

小規模事業者持続化補助金〈一般型 災害支援枠（令和6年能登半島地震等）〉  
 公募要領 第2版からの主な変更点

No.	頁	公募要領 第3版	公募要領 第2版
1	1	第3版：令和7年4月4日	第2版：令和7年3月21日
2	1	令和7年4月 小規模事業者持続化補助金事務局 (商工会地区：株式会社ニューズベース) (商工会議所地区：株式会社日本経営データ・センター)	令和7年3月 小規模事業者持続化補助金事務局 (商工会地区：株式会社ニューズベース) (商工会議所地区：株式会社日本経営データ・センター)
3	18	<p>○住宅宿泊事業者が修繕を行う場合、住宅のうち事業の用に供する部分の面積により按分した金額が対象となります。</p> <p>なお、計算根拠となる平面図等については、採択後、交付決定までの間に提出が必要となります。</p> <p>詳しくは「よくあるご質問」を参照ください。</p> <p>※住宅宿泊事業者が改装を行う場合、⑩委託・外注費で計上してください。</p>	<p>○住宅宿泊事業者が修繕を行う場合、次の①及び②により按分した金額が対象となります。</p> <p>①住宅のうち事業の用に供する部分の面積 ②180日/365日（稼働上限日数）</p> <p>また、①の計算根拠となる平面図等が、採択後、交付決定までの間に提出が必要となります。</p> <p>詳しくは「よくあるご質問」を参照ください。</p> <p>※住宅宿泊事業者が改装を行う場合、⑩委託・外注費で計上してください。</p>

4	19	<p>○住宅宿泊事業者が改装を行う場合、住宅のうち事業の用に供する部分の面積により按分した金額が対象となります。</p> <p>なお、計算根拠となる平面図等については、採択後、交付決定までの間に提出が必要になります。</p> <p>詳しくは「よくあるご質問」をご参照ください。</p> <p>※住宅宿泊事業者が修繕を行う場合、⑨修繕費で計上してください。</p>	<p>○住宅宿泊事業者が改装を行う場合、次の①及び②により按分した金額が対象となります。</p> <p>①住宅うち事業の用に供する部分の面積 ②180日／365日（稼働上限日数）</p> <p>また、①の計算根拠となる平面図等については、採択後、交付決定までの間に提出が必要になります。</p> <p>詳しくは「よくあるご質問」をご参照ください。</p> <p>※住宅宿泊事業者が修繕を行う場合、⑨修繕費で計上してください。</p>																				
5	31	<p><b>【車両購入費を計上する場合の追加提出物】</b></p> <table border="1" data-bbox="264 762 1144 1315"> <thead> <tr> <th>提出物</th> <th>必要部数</th> <th>備考</th> <th>申請者</th> <th>商工会・商工会議所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・車両購入の理由書（様式5）</td> <td>原本1部</td> <td> <p>◇<u>車両購入を伴う場合のみ</u>必須です。</p> <p>◇添付書類（全て必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入（予定）車両の見積書 又はカタログ等</li> <li>・被災したことが確認できる公的書類及び廃車証明書</li> <li>・被災車両の写真</li> </ul> </td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>	提出物	必要部数	備考	申請者	商工会・商工会議所	・車両購入の理由書（様式5）	原本1部	<p>◇<u>車両購入を伴う場合のみ</u>必須です。</p> <p>◇添付書類（全て必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入（予定）車両の見積書 又はカタログ等</li> <li>・被災したことが確認できる公的書類及び廃車証明書</li> <li>・被災車両の写真</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<p><b>【車両購入費を計上する場合の追加提出物】</b></p> <table border="1" data-bbox="1167 762 2056 1315"> <thead> <tr> <th>提出物</th> <th>必要部数</th> <th>備考</th> <th>申請者</th> <th>商工会・商工会議所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>・車両購入の理由書（様式5）</td> <td>原本1部</td> <td> <p>◇<u>車両購入を伴う場合のみ</u>必須です。</p> <p>◇添付書類（全て必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入（予定）車両の見積書 又はカタログ等</li> <li>・<b>廃車証明書</b></li> <li>・被災車両の写真</li> </ul> </td> <td><input type="checkbox"/></td> <td><input type="checkbox"/></td> </tr> </tbody> </table>	提出物	必要部数	備考	申請者	商工会・商工会議所	・車両購入の理由書（様式5）	原本1部	<p>◇<u>車両購入を伴う場合のみ</u>必須です。</p> <p>◇添付書類（全て必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入（予定）車両の見積書 又はカタログ等</li> <li>・<b>廃車証明書</b></li> <li>・被災車両の写真</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
提出物	必要部数	備考	申請者	商工会・商工会議所																			
・車両購入の理由書（様式5）	原本1部	<p>◇<u>車両購入を伴う場合のみ</u>必須です。</p> <p>◇添付書類（全て必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入（予定）車両の見積書 又はカタログ等</li> <li>・被災したことが確認できる公的書類及び廃車証明書</li> <li>・被災車両の写真</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																			
提出物	必要部数	備考	申請者	商工会・商工会議所																			
・車両購入の理由書（様式5）	原本1部	<p>◇<u>車両購入を伴う場合のみ</u>必須です。</p> <p>◇添付書類（全て必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・購入（予定）車両の見積書 又はカタログ等</li> <li>・<b>廃車証明書</b></li> <li>・被災車両の写真</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>																			

		<p>・車両が事業用以外に使用されていないことが確認できる資料</p>	<p>写し 1 部</p>	<p>◇<u>車両購入を伴う場合のみ</u>必須です。 ◇添付書類（いずれか必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災車両が計上されている固定資産台帳の写し</li> <li>・被災車両における使用目的設定を「業務使用」としている自動車保険の加入証明書の写し 等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
		<p>・車両が事業用以外に使用されていないことが確認できる資料</p>	<p>写し 1 部</p>	<p>◇<u>車両購入を伴う場合のみ</u>必須です。 ◇添付書類（いずれか必要）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・被災車両が計上されている固定資産台帳の写し</li> <li>・被災車両における使用目的設定を「業務使用」としている自動車保険の加入証明書の写し 等</li> </ul>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>				
6	37	<p>&lt;補助金により直接収益が生じる（⇒交付すべき補助金から減額する）ケースの例&gt;</p> <p>(1) 補助金を使って購入した設備で生産した商品の販売・サービスの提供による利益（機械装置等費等が補助対象の場合）</p> <p>(2) 補助金を使って構築した自社のネットショップ（買い物カゴ、決済機能の付加）の活用での販売や、他社の運営するインターネットショッピングモールでの販売による利益（<b>ウェブサイト関連費</b>が補助対象の場合）</p>				<p>&lt;補助金により直接収益が生じる（⇒交付すべき補助金から減額する）ケースの例&gt;</p> <p>(1) 補助金を使って購入した設備で生産した商品の販売・サービスの提供による利益（機械装置等費等が補助対象の場合）</p> <p>(2) 補助金を使って構築した自社のネットショップ（買い物カゴ、決済機能の付加）の活用での販売や、他社の運営するインターネットショッピングモールでの販売による利益（<b>広報費</b>が補助対象の場合）</p>				

	<p>(3) 補助金を使って実施又は参加する展示販売会での販売による利益（展示会等出展費等が補助対象の場合）</p> <p>(4) 補助金を使って開発した商品の販売による利益（<b>新商品開発費</b>等が補助対象の場合）</p> <p>(5) 販売促進のための商品PRセミナーを有料で開催する場合に、参加者から徴収する参加費収入（借料等が補助対象の場合）</p> <p>(6) 補助金で車両を購入し、移動販売事業等での販売・サービス提供による利益（車両購入費が補助対象の場合）</p>	<p>(3) 補助金を使って実施又は参加する展示販売会での販売による利益（展示会等出展費等が補助対象の場合）</p> <p>(4) 補助金を使って開発した商品の販売による利益（<b>開発費</b>等が補助対象の場合）</p> <p>(5) 販売促進のための商品PRセミナーを有料で開催する場合に、参加者から徴収する参加費収入（借料等が補助対象の場合）</p> <p>(6) 補助金で車両を購入し、移動販売事業等での販売・サービス提供による利益（車両購入費が補助対象の場合）</p>
--	---	--

以上